

特定健診の

事業主健診結果の

ご提供をお願いします

平成20年度から「特定健康診査（メタボ健診）」の実施が医療保険者（国民健康保険・協会けんぽ・健保組合）に義務化されました。

この特定健診には、国より健診受診率等の目標が定められているのはご存知でしょうか？平成24年度までに受診率65%（国保の場合）の目標値に達しない場合には、ペナルティとして「後期高齢者医療制度への支援金」の加算が検討されています。この措置は、国税の引き上げにもつながりかねないものなのです。

そこで、会社・事業所健診で健康診断を受けていて特定健診を受診していない方（40歳以上の方）にお願いがあります。

会社・事業所等での事業主健診は、特定健診と健診項目が合致しているため事業主健診をもって特定健診の実施に代えることが出来ます。国保加入されている方で、会社・事業所等に勤めており、事業主健診を受けられた方は住民生活課保険係までご連絡いただき、健診結果のご提供を是非お願いします。ご提供いただいた健診結果につきましては、個人情報保護の保護に関する法律・その他関係法令に基づき、大切に取り扱いさせていただきます。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

20歳になったら

国民年金の加入の届出が必要です

今月は、成人式がありますね。新成人の皆さんおめでとうございます。新成人の皆さんは、年金加入の手続きはされましたか？

年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。20歳になったら忘れずに年金加入の手続きをしましょう。

また、年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての方が加入する制度です。加入者は職業により3種類に分かれていますので、該当する職業に併せて加入手続きをお願いします。



区 分	加入の手続き	保 険 料
第1号被保険者 (自営業者・農業・学生等)	住所地の市町村役場の国民年金窓口で自分で手続きをします。	月額 15,100 円を自分で納めます。
第2号被保険者 (厚生年金や共済年金に加入している人)	勤務先が手続きをします。	給料から天引きされるため、個人で納める必要はありません。
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	健康保険の扶養の手続きと同時に配偶者（第2号被保険者）の勤務先が手続きをします。	配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金や共済年金などの制度全体で負担していますので、個人で保険料を納める必要はありません。

* 学生である場合など、収入が少ないために国民年金の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

日本年金機構 鳥取年金事務所

☎27-8311